

名古屋市農業委員会 令和3年第8回総会 議 事 録

- 開催日時 令和3年8月20日（金） 開始：午後2時00分、終了：午後2時35分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	15 人
定 足 数	8 人	出 席 数	10 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）7人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第53号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第54号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第55号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第56号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第57号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(4) その他

(5) 閉会

令和3年第8回総会 委員出欠状況

出席農業委員（10名）

		2番	成 田 秋 義 委員
		4番	近 藤 正 俊 委員
5番	坂 野 文 明 委員	6番	石 田 正 彦 委員
		8番	箕 浦 基 伸 委員
9番	布 目 已佐子 委員		
11番	横 井 昭 男 委員	12番	岩 田 公 雄 委員
15番	安 井 勝 春 委員	16番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（5名）

21番	大 島 誠 委員	22番	伊 藤 正 幸 委員
		24番	横 井 慎 一 委員
25番	木 村 正 男 委員		
27番	服 部 勇 夫 委員		

令和 3 年第 8 回総会（令和 3 年 8 月 20 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 3 年第 8 回総会を始めさせていただきます。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。 会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 3 年第 8 回総会を開会いたします。 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 53 号議案「生産緑地に係る主たる従事者の証明願について」から、第 57 号議案「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について」までの 5 議案の審議を行います。また、報告事項を 1 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。 それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 15 人中 10 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 5 人のご出席でございます。 次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、坂野文明委員及び箕浦基伸委員の両委員をお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 53 号議案、生産緑地に係る主たる従事者の証明願について審議を行います。

議案の報告については、今回も新型コロナウイルス対策として、すべて地区課長より報告してもらうことといたします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-5 から 1-10 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農
政課長

受付番号 1-5 から 1-10 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、8 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-5 願い出の農地の、天白区焼山二丁目の 1 筆には、梅や柿のほか、トマトやナスなどが栽培され、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

受付番号 1-6 願い出の農地の、緑区徳重二丁目の 3 筆は、いずれも耕作準備中で、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

受付番号 1-7 願い出の農地の、瑞穂区松栄町 1 丁目の 2 筆

には、一体で、梅やミカンが、同3筆には、一体で、梅や柿が栽培され、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

受付番号 1-8 願い出の農地の、瑞穂区弥富町字上山の2筆には、一体で柿のほか、とうがんや青しそが栽培され、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

受付番号 1-9 願い出の農地の、天白区島田四丁目の1筆には、ナスやトマトなどが栽培され、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

受付番号 1-10 願い出の農地の、天白区天白町大字野並字上大塚の1筆には、トマトや甘薯、しそなどが栽培され、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

以上、6件につきまして、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-6 及び 2-7 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山
農政課長

受付番号 2-6 と 2-7 の農地について、8月4日に担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-6 は田で、水稻が作付けされており、申請者の父がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。

受付番号 2-7 の4筆はそれぞれ畑と田で、畑はさといもが作付けされており、田は水稻が作付けされていました。

	申請者ご自身が体調を崩されるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。 それでは、第 53 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 53 号議案の案件は、証明することといたします。 次に、第 54 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-21 から 1-27 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。
東部・緑農政課長	受付番号 1-21 から 1-27 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、8 月 4 日と 8 月 5 日の両日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-21、名東区勢子坊一丁目の 2 筆には、一体で、トマトやオクラのほか、ミントなどのハーブ類が、受付番号 1-

22、天白区高坂町の1筆には梅が、土原三丁目の2筆には、一体で、ニンジンやさといもなどが、栽培されていました。

受付番号1-23、南区鳴尾二丁目の5筆には、一体で、ナス、さといもなどの野菜や、イチジク、ビワなどの果樹が、受付番号1-24、天白区天白町大字野並字北沢の1筆には、さといもやしそなどが、同1筆には、トマトやナスなどが、栽培されていました。

受付番号1-25、天白区菅田一丁の1筆には、梅が、受付番号1-26、天白区菅田二丁目の1筆には、甘薯、ナスなどが、受付番号1-27、天白区植田山二丁目の1筆、鴻の巣一丁目の3筆には、それぞれ柿が、栽培されていました。

いずれも、畑や果樹畑として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号2-13から2-20について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山
農政課長

受付番号2-13から2-20について、8月4日と5日にそれぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

受付番号2-13は畑で、さといも、オクラが作付けされていました。

受付番号2-14は、3筆とも田で、水稻が作付けされていました。

受付番号2-15は畑で、しそ、トマト、キュウリが作付けさ

れていました。

受付番号 2-16 は、4 筆とも田で、水稻が作付けされてい
ました。

受付番号 2-17 は田で、水稻が作付けされてい
ました。

受付番号 2-18 の大谷町の 1 筆、苗代二丁目の 3 筆、野萩町
の 3 筆は田で、水稻が作付けされてい
ました。大谷町の 4 筆、
小幡南二丁目の 1 筆は樹園地で、柿、ミカンが作付けされてい
ました。小幡南三丁目の 8 筆は畑で、ナス、オクラ、さつまい
も等が作付けされてい
ました。

受付番号 2-19 は、田と畑で、田は水稻が作付けされ、畑は、
ネギ、落花生、カボチャ等が作付けされてい
ました。

受付番号 2-20 は 2 筆とも畑で、イチジク、トマト、キュウ
リ等が作付けされてい
ました。

いずれの農地も願出者が引き続き農業経営を行っているこ
とを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議
のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-8 について、中
川農政課長、お願いいたします。

中川農政課
長

受付番号 3-8 の農地につきまして、8 月 4 日に担当の委員さ
んと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果をご報告い
たします。

中川区長良町 5 丁目の 1 筆の田には水稻が、同 1 筆の畑に
は夏野菜、ミカン、梅が、長良町 3 丁目の 1 筆の畑には、夏野
菜、ネギ、さといも、イチゴなどが、作付けされており、良好
に管理されてい
ました。

	証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
	特にないようです。それでは、第 54 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 54 号議案の案件は証明することといたします。
	次に、第 55 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。
	本議案は、布目委員ご本人及びご親族に関する案件となります。農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する「議事参与の制限」のため、布目委員は、この議案の審議には参与できません。布目委員におかれましては本議案審議中のご発言は控えていただきますようお願いいたします。
	それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 3-2 及び 3-3 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川政課長	受付番号 3-2 及び 3-3 の農地につきまして、8 月 4 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。
	受付番号 3-2 及び 3-3 の農地の被相続人が亡くなられ、名

古屋市の農業委員でもある布目巳佐子委員とその夫がそれぞれ土地を相続し、引き続き農業経営を行うとのこと。

受付番号 3-2 の、中川区大当郎一丁目の 1 筆の畑には夏野菜、さといも、唐辛子が作付けされ、良好に管理されていました。

受付番号 3-3 の、中川区大当郎一丁目の 2 筆の畑は耕作準備中、一丁目の 2 筆の畑にはナス、枝豆、オクラ等が、二丁目の 1 筆の畑には落花生が作付けされ、良好に管理されておりました。

被相続人が亡くなってからの耕作は相続人が行っており、現在良好に管理されているため今後も適切に管理されていくことが見込まれます。

証明することにつき、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 55 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 55 号議案の案件は、証明することといたします。

次に、第 56 号議案、相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について審議を行います。

	それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-8 について、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	受付番号 4-8 につきまして、8 月 5 日に、担当委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。 本件は、所有者が、納税猶予の適用を受けている農地について、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。 照会のあった農地、港区小川三丁目はじめ 6 筆は田で、水稻が作付けされておりました。 また、この農地は、相続人が相続して以来、所有者自らが農地として管理されてきたことを確認しました。 以上、調査の結果、問題はないと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 56 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 56 号議案の案件は、証明することといたします。 次に、第 57 号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について審議を行います。

本議案は、生産緑地の貸借を行う法律である都市農地貸借法第 4 条第 3 項の規定により、事業計画の決定について名古屋市長より農業委員会に対して審議依頼のあったものです。

審議のポイントとしましては、配付資料①をご覧ください。こちらの表の左側が、都市農地貸借法第 4 条第 3 項 1 号から 6 号の基準となります。表の右側の事業計画の内容が、この基準に合致しているか否かで、その妥当性を判断することとなります。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山
農政課長

本件につきまして、担当の委員さんと事務局とで、申請者との面談及び現地調査をした結果を報告します。

該当地は、中志段味特定土地区画整理の 1 筆に畑として仮換地されており、所有者が耕作できないとのことで、農地バンクに登録されていました。面積は 594 平米、現在は耕作準備中となっています。

このたび、借受人が、所有者との間で、使用貸借の合意に至ったため、申請がなされたものです。

配布資料①をご覧ください。この表の右側に事業計画の内容が具体的に記載されています。

まず初めに、上の表の、第 1 号の「1」について、耕作計画では、キウイなどの果樹を栽培し、収穫されたものは知人の飲食店や、朝市などの地元イベントにて販売する予定です。

第 1 号の「2」についても、所有者と借受人が協力し、適切

	な利用、管理をしていく予定です。 次に下の表の第 2 号から第 6 号については、記載のとおりです。 以上、必要な要件すべてを満たすことから、申請のとおり、事業計画を決定することについて、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
成田委員	5 つほど質問させていただきます。 ひとつは、借りられる人は年齢はいくつぐらいですか。
西部・守山 農政課長 成田委員	年齢は 56 歳でございます。 農業経験は 2 年か 3 年ぐらいやってるけども、自分ところでやっと思ったのか、それとも農業センターだとかそういうところへ行っと思ったのか、農家留学行っと思ったのか、そこら辺はどうなんですか。どういうふうにやりとりされましたか。
西部・守山 農政課長	この方は約 4 年間、岐阜県の関市におきまして、農業者のもとで手伝いといいますかそういったことで、実際農業を行うスタッフとして働いておりまして、当初は手伝いでしたが今は 1 反弱の面積を任されており、そこでキウイフルーツについての栽培のご経験はありということでございます。
成田委員	そこでキウイフルーツの研修受けたということ。岐阜で。岐阜にキウイフルーツあるのかな。地理的に言うところちょっと疑問に思うな。暖かいとこでないといかんような。まあ、それはいい

	いです。一応は研修に行っとなったということね。 3 番目ですが、農機具なしで約 600 平米ということですけども、普通ですと耕運機があつたりだとか、防除機は無農薬だでどうかしらんけど、その他草刈りする機械だとか鍬だとか、それが欲しいように思うんですけども、これ借受する元のところにあるのを借りてやられるかなあと推測しとるんですけど、そういう表現がないんですがいかがですか。
西部・守山 農政課長	現在農機具につきましては、充電式の草刈り機を購入済みで、肥料散布機ですとかそういったものを購入予定です。そして、時に大型の農機具、農業機械、トラクターなど、こういったものが必要であれば、知人のもとで大型機械を貸してもらえる見込みだということで説明を受けております。
成田委員	それから 4 つ目ですけど、キウイフルーツの棚というのは、作ってあるんですか、既存的に。どうなってるんですか。現場を見られてどうですか。
西部・守山 農政課長	現場は、耕作準備中ということで、まだ現在キウイ棚を作るとかそういったものにはまだ至っておりません。
成田委員	至ってない。やれるのかな。私は専門家だでできるけど、棚を作らないかんということは大変な投資がしますよ。そこら辺をちゃんと確認されたかどうかということ。これからということですが、そこら辺ところは現場のほう。
西部・守山 農政課長	しっかり進行管理のほうはさせていただきたいと思います。
成田委員	それから 5 番目ですけど、契約はいつもそうですけど 3 年ですね。あなたにそう言っちゃいかんですけど、キウイフルーツは 3 年で生産できるんですか。経営的に成り立つんですか。

ブルーベリーも同じですけども、質問した時にどういうふうに向こうは答えてますか。

西部・守山
農政課長

こちらについては確かに、なかなか軌道に乗るまでは数年間、成田委員がおっしゃった3年とかそういった日数を要するかもしれません。ただこの方は新規営農ですので当初は3年間ということなんですけども、まずは当面10年という長いスパンで、この農業経営の基盤を作ってやっていこうということを聞いておりますので、必要に応じて本人も農業経営されていくかと存じます。

成田委員

最後ですけども、やはり現場のやり取りの中で大事なことは、キウイフルーツの品種はなんだとか、プルーンはどんな品種だとか、そういうやり取りはされたのか。かつて東谷山フルーツパークのところで、ブルーベリーやったときに、わけのわからんことをいっぱい言っとる企業があったんですが、やはりやられる以上はそういう基本的な計画というのが見えてこない、とって事務局の人にそこまでの専門的なことは、そんな言い方は失礼ですけども、難しいかもしれんけど、現場見た農業委員の人もどういうふうに見られたかわかりませんが、やっぱりそういう計画がないとわかんないんですね。まず最初に思ったことは、話に出てましたけど、儲けもなしでやれるのかなということから疑問をもったわけ。やっぱりこういう後継者を育てていかないといけない。そうしなきゃいかんと思うんですけど、そういうしっかりとした計画が行政として我々農業委員としてしっかりと見て、この人は10年ぐらいしっかりとやってくれるなら、この歳56歳なら、10年や15年はやれるなど、将来のこの地域の後継者にもなってくれるし、地域にも波及するかもしれないと思うんです。

先ほど無農薬と。無農薬でもだいたいできるもんですけど、果樹として見るなら。そこからひっかかって今こういう質問し

	ているんです。ただ草ボーボーで生やかして管理しとるとなると、農業委員としても困りますから。以上です。 そこら辺の品種だとか計画的な話ができとったかどうか。それが質問。また戻ります。
西部・守山 農政課長	計画では、長いスパンでの取り組みといいますか、そういったことを伺っておりますし、キウイの品質、種類とかについて具体的にお伺いはしておりませんが、実際には2人ほど協力者の方がいらっしゃるということで、過去の経験も踏まえて土壌にあうものを、ご自分の経験から取捨選択しながら取り組まれていくものと思います。
成田委員	最後にですが、キウイフルーツも、蒲郡だとか美浜、ちょうど私はその時に普及員として指導したことがあるんですけど、最近はいいい品種がいっぱい出てきて、非常に経営的にも安定する。うちの管内でもキウイフルーツが1個50円で売れたらどんだけ儲かるかなって思うくらい生った時があったんです。キウイフルーツもいいになってこういうことを思ったことがあります。ですから是非ともここで、これを機会に地域で普及するようにするためには、そういうことも我々留意していかないかんじゃないかなって思います。以上です。
西部・守山 農政課長	ありがとうございます。励ましの言葉として受け止めました。
議長（会長）	ありがとうございました。何か他にありますかでしょうか。
横井（慎） 委員	今聞いてたんですけど、借受人は農業経営が4年間と言ってるけど、この書類には3年と書いてあるんですけど。実際どちらが正しいんですか。1年違うって、書いてあることをはっきりしてほしいんですけど。お願いします。

西部・守山 農政課長	大変失礼しました。実際書いてありますのは経験のあるとおり 3 年ということでございますけど、農業の手伝いとしてやってた期間を合計して 4 年と聞いております。おそらく実際そういった実質的なご経験としては 3 年間ということで承っておりますので、この場を借りて訂正させていただきます。
議長（会長）	その他ありませんか。よろしいですか。 他にないようです。それではここで、第 57 号議案の議決の案を読み上げます。12 ページをご覧ください。 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号）第 4 条第 3 項の規定により、名古屋市が事業計画の認定をするにあたり、名古屋市長から「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について（依頼）」により依頼があったことについては、申請のあった事業計画の通り決定する。 理由としましては、当該計画は、第 4 条第 3 項掲げる必要要件の全てを満たすことが認められるため、です。 それでは、第 57 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 57 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答します。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告(1)「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和3年7月1日から令和3年8月2日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1ページから5ページにかけて、農地法第3条の3の規定による届出が9件

続いて、6ページから15ページにかけて、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出が29件

続いて、16ページから44ページにかけて、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが87件

続いて、45ページから46ページにかけて、同じく、農地法第5条転用届出のうち賃借権設定に係るものが4件

続いて、47ページから49ページにかけて、同じく、農地法第5条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが8件

続いて、50ページですが、現況証明願が2件

続いて、51ページですが、農地の競売に関する買受適格証明が4件

議長（会長）	続いて、52 ページですが、転用届出に係る訂正願が 5 件 続いて、53 ページですが、農地の転用事実に関する照会が 1 件 続いて、54 ページですが、農地改良届が 1 件 それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。 ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。 報告については、以上でございますが、その他、何かありますでしょうか。 特にないようです。 それでは、以上をもちまして、令和 3 年第 8 回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。
--------	--

閉会（午後 2 時 35 分）